



山形県公報

令和3年7月16日(金)
第222号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……763
- 県営土地改良事業計画の決定……………(村山総合支庁農村計画課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………764

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……同
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(同) ……765
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……766

## 告 示

### 山形県告示第612号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和3年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日   |
|----------------------------------|------------------------------|-------------|-----|---------|
| 株式会社さらく<br>鶴岡市大宝寺字日本国378番地<br>16 | ジョブタス天童事業所<br>天童市老野森一丁目6番14号 | 就労継続支援(B型)  | 20名 | 令和3.7.1 |

### 山形県告示第613号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営村山北部4地区土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営村山北部4地区土地改良事業計画書(水利施設等整備事業(基幹水利施設保全型))の写し
- 縦覧に供する場所  
尾花沢市役所及び大石田町役場
- 縦覧に供する期間  
令和3年7月26日から同年8月24日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第8号**

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

令和3年7月16日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和3年7月19日（月）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 令和4年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更について
- (2) 山形県産業教育審議会委員の任命に係る臨時専決処理の承認について
- (3) 教職員の人事について

**公 告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに米沢市役所において令和3年11月16日まで縦覧に供する。

令和3年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツルハドラッグ米沢北店  
米沢市春日四丁目2番9外
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称          | 住 所               | 代表者の氏名 |
|--------------|-------------------|--------|
| 三菱UFJリース株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 白 石 正  |

(変更後)

| 名 称           | 住 所               | 代表者の氏名  |
|---------------|-------------------|---------|
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 柳 井 隆 博 |

3 変更年月日

令和3年4月1日

4 届出年月日

令和3年6月25日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年11月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに高島町役場において令和3年11月16日まで縦覧に供する。

令和3年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）クスリのアオキ高島店

東置賜郡高島町大字福沢字福沢一459番7外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社クスリのアオキ 石川県白山市松本町2512番地

代表取締役 青木 宏憲

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

| 氏名又は名称          | 住 所               | 代表者の氏名  |
|-----------------|-------------------|---------|
| 株式会社クスリのアオキ     | 石川県白山市松本町2512番地   | 青 木 宏 憲 |
| 株式会社ブックユニオンやまがた | 東置賜郡高島町大字福沢459番地3 | 佐 野 憲 一 |
| 佐 藤 啓 一         | 東置賜郡高島町大字福沢459番地3 |         |

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年3月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,673平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 58台
- (2) 駐輪場の収容台数 48台
- (3) 荷さばき施設の面積 75平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 8.96立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小 売 業 を 行 う 者   | 開 店 時 刻 | 閉 店 時 刻 |
|-----------------|---------|---------|
| 株式会社クスリのアオキ     | 午前9時    | 翌午前0時   |
| 株式会社ブックユニオンやまがた | 午前10時   | 午後9時    |
| 佐藤啓一            | 午前10時   | 午後9時    |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和3年6月29日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年11月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において令和3年11月16日まで縦覧に供する。

令和3年7月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ル・パークみかわショッピングスクエア（第1ブロック）  
東田川郡三川町大字猪子字大堰端326番1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称             | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------------|---------|
| 株 式 会 社 ニ ト リ   | 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 | 白 井 俊 之 |
| 株 式 会 社 コ ジ マ   | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号     | 木 村 一 義 |
| ゼビオホールディングス株式会社 | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号      | 諸 橋 友 良 |
| 株式会社ベストウイング     | 新庄市大字鳥越1496番地の34      | 澤 邊 学   |
| 大和リース株式会社       | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  | 森 田 俊 作 |

|               |              |         |
|---------------|--------------|---------|
| 株 式 会 社 ロ ッ ク | 鶴岡市大宝寺町3番51号 | 金 子 正 幸 |
|---------------|--------------|---------|

(変更後)

| 名 称             | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------------|---------|
| 株 式 会 社 ニ ト リ   | 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 | 武 田 政 則 |
| 株 式 会 社 コ ジ マ   | 栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号     | 中 澤 裕 二 |
| ゼビオホールディングス株式会社 | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号      | 諸 橋 友 良 |
| 株式会社ベストウイング     | 新庄市大字鳥越1496番地の34      | 澤 邊 学   |
| 大和リース株式会社       | 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  | 北 哲 弥   |
| 株 式 会 社 ロ ッ ク   | 鶴岡市大宝寺町3番51号          | 金 子 正 幸 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称               | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-------------------|-----------------------|---------|
| 株 式 会 社 ニ ト リ     | 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 | 白 井 俊 之 |
| 株式会社ドン・キホーテ       | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号    | 大 原 孝 治 |
| ゼビオホールディングス株式会社   | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号      | 諸 橋 友 良 |
| 株式会社ベストウイング       | 新庄市大字鳥越1496番地の34      | 澤 邊 学   |
| 未 定               |                       |         |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町8番地8        | 古 谷 一 樹 |

(変更後)

| 名 称           | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|---------------|-----------------------|---------|
| 株 式 会 社 ニ ト リ | 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 | 武 田 政 則 |
| 株式会社ドン・キホーテ   | 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号    | 吉 田 直 樹 |
| ゼビオ株式会社       | 福島県郡山市朝日三丁目7番35号      | 加 藤 智 治 |
| 株式会社ベストウイング   | 新庄市大字鳥越1496番地の34      | 澤 邊 学   |
| 株式会社ジーユー      | 東京都江東区有明一丁目6番7号       | 柚 木 治   |

株式会社セブン-イレブ  
ン・ジャパン

東京都千代田区二番町8番地8

永松文彦

## 3 変更年月日

## (1) 2の(1)に掲げる事項

- イ 株式会社ニトリに係るもの 令和2年2月21日
- ロ 株式会社コジマに係るもの 令和2年11月18日
- ハ 大和リース株式会社に係るもの 令和3年4月1日

## (2) 2の(2)に掲げる事項

- イ 株式会社ニトリに係るもの 令和2年2月21日
- ロ 株式会社ドン・キホーテに係るもの 令和元年8月13日
- ハ ゼビオ株式会社に係るもの 平成31年4月1日
- ニ 株式会社ジーユーに係るもの 平成29年3月24日
- ホ 株式会社セブン-イレブン・ジャパンに係るもの 平成31年4月8日

## 4 届出年月日

令和3年7月1日

## 5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年11月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見